

留学生関連の情報について

留学生に関する一般的な情報を載せています。チューター活動にお役立ていただければ幸いです。

1. 農学生命科学研究科の留学生

「留学生」とは出入国管理法に定める「留学」の在留資格を有する学生を指します。

(1) チューター制度の対象となる留学生

4月または10月のターム開始時に**渡日1年未満**の以下に該当する留学生。

①大学院学生: 修士課程、博士課程

②非正規生: 大学院外国人研究生、大学院研究生、特別研究学生(他大学に籍を置いている)

(2) 国別

本学の地域別留学生数:

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/intl-activities/intl-data/d03_02_02.html

(3) 留学生区分

①国費留学生: 日本政府(文部科学省)から奨学金を受給している学生(大学推薦・大使館推薦・中国赴など)

②私費留学生: ①以外の学生(民間財団、東大フェロー等の奨学金受給者、政府派遣学生など)

2. 留学生向けの情報について

(1) 本研究科所属の留学生向け情報を、国際交流室のホームページに掲載しています。

日: <https://www.a.u-tokyo.ac.jp/oicehp-j/index.html>

英: <https://www.a.u-tokyo.ac.jp/english/oicehp-e/index.html>

(2) 留学生ハンドブック(東京大学)

留学生に役立つ手続きや情報が日英併記で詳しく掲載されています。

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/intl-activities/intl-support/international_handbook.html

(3) 留学生の手引き(農学生命科学研究科・農学部国際交流室)

本研究科・学部における、留学生に関する情報が掲載されています。

<https://www.a.u-tokyo.ac.jp/english/oicehp-e/doc/tips.pdf>

(4) 東京大学留学生支援ウェブサイト

日: <https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/inbound/ja/index.html>

英: <https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/inbound/en/index.html>

3. 農学生命科学研究科・農学部 さまざまな窓口

(1) 国際交流室

留学生の生活・事務手続きに関するサポートや留学生の様々な相談にのっています。

(2) 教務課

留学生に関わる主な担当部署を挙げます。

留学生担当

各種奨学金、国費外国人留学生、大使館推薦、大学推薦、私費外国人留学生、東大フェロー、Honors Scholarship、JASSO 奨学金、JICA、東京大学宿舎、インターナショナルロッジ、駒場ロッジ、白金台ロッジ、柏ロッジ、三鷹国際学生宿舎、豊島国際学生宿舎、目白台インターナショナルビレッジ、東京国際交流館(TIEC)、在留資格

大学院学生担当 & 学部学生担当

履修・成績、授業、証明書、論文、研究科・学部ガイダンス、入学試験、休学・退学・復学などの学生の学籍異動、シラバス、UTAS、海外渡航届、一時帰国届、時間割、大学院規則

学生生活担当

入学料・授業料免除、博士研究遂行協力制度、学生教育研究災害傷害保険、ティーチング・アシスタント(TA)・ジュニアスタッフ、オンキャンパスジョブ(OCJ)、日本学術振興会特別研究員(DC)、五月祭、インターンシップ、SPRING-GX、就職

専攻支援チーム

チューターの出勤表、レポート受付、講義室・会議室の予約受付、鍵の管理、プロジェクター・ポインターの貸し出し、専攻のロッカーやコピー機の管理、農学国際交流事業「大学院学生海外研修・国際会議発表補助費」の申請受付

4. 留学生関係手続

留学生が日本で生活するのに必要な主な手続きは以下のとおりです。

日: <https://www.a.u-tokyo.ac.jp/oicehp-j/enteringj.html>

英: <https://www.a.u-tokyo.ac.jp/english/oicehp-e/entering.html>

(1) 住民登録(住居地を定めてから14日以内)

住居地を定めてから14日以内に、居住地域の市・区役所に住民登録してください。手続きには、在留カードが必要です。

(2) 国民健康保険

住居地の届け出の際に市・区役所で併せて加入します。在留カードとパスポートが必要です。

(3) 国民年金保険料(学生納付特例制度)申請

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が義務づけられています。ただし、所得の少ない学生は、国民年金保険料の納付が猶予される学生納付特例制度に申請することができます。市・区役所で手続きしてください。

(4) 入国管理局への届出

東京大学に入学する前に、日本国内の大学・大学院等他の機関に在籍・所属していた学生は、所属機関の変更に際してオンライン、窓口または郵送で入国管理局に届出する必要があります。東京大学に入学後14日以内に手続きしてください。

オンラインによる手続き: <https://www.ens-immi.moj.go.jp/NA01/NA01SAction.do>

(5) 銀行口座開設

手続きには、住所が記載された在留カード(または住民票記載事項証明書)、パスポート、学生証が必要です。銀行によって、留学生の在留期間等の条件があります。口座開設を希望する銀行に事前に問い合わせてください。

(6) 在留資格変更

「留学」の在留資格認定証明書を申請済みで、取得する前に渡日した場合(大学院入学試験受験のため90日間の「短期滞在」で渡日した場合など)、「留学」への在留資格変更の申請が入国管理庁に受理される場合もあります。留学生担当に相談してください。

(7) 在留期間更新

在留期間を延長する場合は、期間満了日の3ヶ月前から申請が可能です。「在留期間更新許可申請書」を記入し、その他必要書類を揃え、まず教務課留学生担当に提出します。書類の確認後、許可申請書に研究科長印が押されます。その書類を受け取った後、入国管理局に行って申請手続きをしてください。更新許可があり、新しい在留カードを受け取ったら、必ず留学生担当にそのコピーを提出してください。

(8) 「みなし再入国許可」制度

日本から出国した後1年以内に日本に再入国する場合に限って、入国管理局の再入国許可を受ける必要はありません。以下のリンク先で詳細を確認してください。

<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/inbound/ja/life-visa-lr.html>

(9) 資格外活動許可

在留資格「留学」は、教育機関で教育を受けることを滞在目的として定めており、この在留資格をもつ留学生は原則アルバイトができません。しかしながら、事前に入国管理局で資格外活動許可申請をし、許可された場合にはアルバイトすることができます。「資格外活動許可申請書」に記入し、必要書類を揃え、入国管理局に申請してください。

※在留期間更新と資格外活動許可申請は同時に行うことができます。

※在籍する大学との契約に基づいて行う教育・研究を補助する活動については「資格外活動許可」が不要の場合があります。(東京大学リサーチ・アシスタント制度、東京大学ティーチング・アシスタント制度、東京大学ジュニア TA 制度、チューター制度等によって雇用される場合については不要です。その他、学内の雇用で資格外活動許可が必要な場合については雇用の担当者または総務課人事チームに確認してください。)

(10) 奨学金申請

奨学金情報は国際交流室 HP に随時掲載されます:

日: <https://www.a.u-tokyo.ac.jp/oicehp-j/scholarshipj.html>

英: <https://www.a.u-tokyo.ac.jp/english/oicehp-e/scholarship.html>

例年、募集の連絡が本研究科に入る奨学金には以下のような種類があります。

{	民間奨学金	{	大学を通じて応募(年間約20件)
		{	財団等に直接応募(年間約20件)
{	東京大学の奨学金	東京大学外国人留学生支援基金(年2回)	
	日本学生支援機構(JASSO)	文部科学省外国人留学生学習奨励費(年1~2回)	